

修正箇所（主なもの）

● P 5

2. なぜ参画・協働

(1)本市の市民活動

②テーマ型組織のまちづくり

地縁型組織と並行して、ボランティア団体やNPO法人による自発的で自主的な活動も活発に行われています。

活動内容は、安全安心、福祉、子育て、文化、スポーツなどのほか、新しく環境、国際交流、当事者団体、多文化共生等々多岐にわたっています。団体の中には専門性を持ったものもあり、専門性を活かした活動も見られるようになってきました。

※【「当事者団体」を加筆】

● P 8

3. 協働の進め方

(2)協働の主体

協働事業の主体としては、以下のような人たちが想定されます。

① 地縁型の組織

地域住民が連携を深めながら、住みよい地域を築くことを目的とする自治会やまちづくり協議会、地域において社会的な必要性から組織された各種の団体（子ども会、消防団、愛育班、民生児童委員など）等

② テーマ型の組織

社会的課題の解決のため、営利を目的とせず、自発的で自主的に継続的な活動を展開する団体（ボランティア団体やNPO法人、各種の活動団体など）。

③ 行政

④ その他

① 地縁型の組織がテーマを持って活動したり、テーマ型の組織が地縁型活動の組織と連携するなど、上記の①②の性質を併せ持つ活動も存在し、明確に分類することは困難です。

※【「協働の基本的な考え方」と「協働のルール」に間に「協働の主体」として上記部分を加筆】

● P 8

(3)協働のルール

【表 3-1 協働のルール】

4	自立化促進 (自立した組織へ)	協働で事業を行う場合、当初は市民側の組織力や運営力が弱いため、行政から一定の支援が必要な場合があります。しかし、近い将来は、行政とも対等な関係になれるよう、自立を心がけていく必要があります。行政の支援は市民側の自立を促進するよう行うことが求められます。
---	--------------------	--

↓↓↓

4	自立化促進 (自立した組織へ)	協働で事業を行う場合、当初は行政から一定の支援が必要な場合があります。しかし、近い将来は自立を心がけていく必要があります。
---	--------------------	---

※【「表 3-1 協働のルール」の「4 自立化促進」を上記のように修正

● P 1 0

(4)協働の領域・分野

【表 3-2 協働の領域】

※対象：公益的な活動

●市民主体 市民の自発性と主体性で独自に行う	●市民主導 市民主導の下で行政の協力で行う	●行政主導 行政主導の下で市民の協力で行う	●行政主体 行政の責任で独自に行う
(市民の領域)		(行政の領域)	

↓↓↓

●市民主体 市民の自発性と主体性で独自に行う	●市民主導 市民と行政が目的を共有し、それぞれ持っている力を出し合う ※市民と行政の役割分担は、協働する事業によって異なる	●行政主導	●行政主体 行政の責任で独自に行う
(市民の領域)		(行政の領域)	

※【「表 3-2 協働の領域」を上記のように修正

● P 1 7

4. 協働を推進していくために

(3)協働を推進していくために

②連携

- 【行政】
- ・市民参画に関連する3条例（篠山市パブリックコメント手続条例、篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例、篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例）を順守し、参画の効果的な運用を図ります。
 - ・条例の範囲に限らず、多様な参画を工夫します。

※【「協働を推進していくために」の「②連携」の「【行政】」に、上記部分を加筆】

● P 1 8

⑤支援策の整備

【行政】 ・ 中間支援組織としての市民プラザの充実に努めます。

※【「協働を推進していくために」の「⑤支援策の整備」の「【行政】」に、上記部分を加筆】

● P 1 8

⑥参画・協働の検証

・ 参画・協働を検証する仕組みを構築します。

※【「協働を推進していくために」に「⑥参画・協働の検証」追加】